

事務連絡
令和8年2月9日

各府省庁法令担当官 殿

内閣官房内閣情報調査室

国家情報会議設置法案について（協議）

標記法律案について、別添のとおり協議いたしますので、御質問・御意見がございましたら、下記期限までに別添質問様式・意見様式に必要事項を記入の上、メールで御提出をお願いいたします。

なお、期限までに御連絡がない場合には、御質問・御意見等はないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

また、本法律案につきましては、今後、案文等の修正が生じ得ることを御承知おきください。

記

○質問提出期限：令和8年2月12日（木）10：00

○意見提出期限：令和8年2月16日（月）10：00

【今後の予定】

閣議決定 令和8年3月中旬（予定）

【連絡先】

内閣官房内閣情報調査室

TEL：[redacted]（直通）

e-mail：[redacted]

[redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

以上

「国家情報会議設置法案」についての質問様式

府省庁名		質問番号	
担当部署・ 担当者名		TEL（直通）	
E-mail			

質問及びその理由 ※質問の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。 ※記載例 【質問内容】 （第○条関係）。 【質問する理由】。 【回答】（当室記入欄）

「国家情報会議設置法案」についての意見様式

府省庁名		意見番号	
担当部署・ 担当者名		TEL（直通）	
E-mail			

意見及びその理由
※意見の際は関連する条項を明記の上、一つにつき、用紙一枚でお願いいたします。 ※記載例 【意見内容】 （第〇条関係）。 【意見を提出する理由】。 【回答】（当室記入欄）

国家情報会議設置法案要綱

1 設置

重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。以下同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。（第二条関係）

2 所掌事務

会議は、次の事項について調査審議するものとする。

（1）次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針

イ 関係行政機関における重要情報活動の重点（第三条第一号イ関係）

ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項（第三条第一号ロ関係）

ハ 情報収集衛星の開発及び運用に関する重要事項（第三条第一号ハ関係）

（2）外国情報活動への対処に関する基本的な方針（第三条第二号関係）

（3）重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識及び評価（第三条第三号関係）

（4）重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価（第三条第四号関係）

（5）その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項（第三条第五号関係）

3 組織

会議は、議長及び議員で組織するものとする。（第四条関係）

4 議長

（1）議長は、内閣総理大臣をもって充て、会務を総理するものとする。（第五条第一項、第二項関係）

（2）議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法第九条の規定によりあらかじめ指定された国务大臣（順位を定めて二以上の国务大臣が指定されているときは、最先順位の国务大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理するものとする。（第五条第三項関係）

5 議員

（1）議員は、4（2）の国务大臣、内閣官房長官、内閣府設置法第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てるものとする。（第六条第一項関係）

（2）議長は、（1）にかかわらず、2（4）の事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の（1）の国务大臣のうち当該事案に係る者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うことができるものとする。（第六条第二項関係）

(3) 議長は、(1) 及び (2) にかかわらず、必要があると認めるときは、(1) の国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。(第六条第三項関係)

(4) その他議員に関する所要の規定を整備する。(第六条第四項関係)

6 資料提供等

内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議に対し、会議の調査審議に資する重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報を適時に提供するとともに、議長の求めに応じて、必要な協力を行わなければならないものとする。(第七条関係)

7 その他会議に関する規定の整備

(1) 会議に関する事務は、国家情報局において処理するものとする。(第十二条関係)

(2) その他会議に関する所要の規定を整備する。(第八条～第十一条、第十三条、第十四条関係)

8 附則

(1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)

(2) 国家情報局長を特別職の国家公務員とすることその他所要の規定を整備する。(附則第二条～第四条関係)

(3) 内閣法を改正し、次の事項等を定める。(附則第五条関係)

イ 内閣官房に、国家情報局を置くこと。(改正後の内閣法第十六条の二第一項関係)

ロ 国家情報局は、次の事務をつかさどること。

(イ) 内閣法第十二条第二項第二号から第五号までの事務のうち、重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)(改正後の内閣法第十六条の二第二項第一号関係)

(ロ) 内閣法第十二条第二項第六号の事務(改正後の内閣法第十六条の二第二項第二号関係)

(ハ) 7 (1) により国家情報局が処理することとされた会議の事務(改正後の内閣法第十六条の二第二項第三号関係)

(ニ) 6 により会議に提供された資料又は情報その他の(イ) から(ハ) までの事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務(改正後の内閣法第十六条の二第二項第四号関係)

ハ 国家情報局に、国家情報局長を置くこと。(改正後の内閣法第十六条の二第三項関係)

ニ 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理すること。(改正後の内閣法第十六条の二第四項関係)

国家情報会議設置法

(趣旨)

第一条 この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

(設置)

第二条 重要情報活動（安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。次条及び第七条において同じ。）及び外国情報活動への対処（公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。）に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第三条 会議は、次の事項について、調査審議する。

一 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針

イ 関係行政機関における重要情報活動の重点

ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項

ハ 情報収集衛星（我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報
の収集を目的とする人工衛星をいう。）の開発及び運用に関する重要事項

二 外国情報活動への対処に関する基本的な方針

三 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての基本的な認識
及び評価

四 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事
案の総合的な分析及び評価

五 その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項

（組織）

第四条 会議は、議長及び議員で組織する。

(議長)

第五条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもって充てられる議員がその職務を代理する。

(議員)

第六条 議員は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てる。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、第三条第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に係る者として議長が指定するものによって、当該事案についての調査審議を行うこと

ができる。

3 議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。第八条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。

（資料提供等）

第七条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であつて、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(服務)

第八条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第六条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者並びに次条の規定により関係者として会議に出席した者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(関係者の出席)

第九条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第十条 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

(議事)

第十一条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

(事務)

第十二条 会議に関する事務は、国家情報局において処理する。

(主任の大臣)

第十三条 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の三中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同項第五号の四中「内閣情報官」を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号の二中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同条第八号中「内閣情報官」を削る。

別表第一官職名の欄中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、「内閣情報官」を削る。

（重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四条 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条のうち内閣法第十九条の二第二項の改正規定中「第十九条の二第二項」を「第十九条第二項」に改める。

（内閣法の一部改正）

第五条 内閣法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第四号中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十六条第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 内閣官房に、国家情報局を置く。

2 国家情報局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち、国家情報会議設置法（令和八年法律第 号）第二条に規定する重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関する

法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項の特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二 第十二条第二項第六号に掲げる事務

三 国家情報会議設置法第十二条の規定により国家情報局が処理することとされた国家情報会議の事務

四 国家情報会議設置法第七条の規定により国家情報会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家情報局に、国家情報局長を置く。

4 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家情報局長について準用する。

第十七条第二項中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条を第十九条とする。

理 由

我が国の重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動等に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家情報会議設置法案 新旧対照条文

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（附則第二条関係）	1
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三条関係）	2
○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）（附則第四条関係）	5
○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第五条関係）	6

改 正 案	現 行
（一般職及び特別職） 第二条 （略） ② （略） ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 五の二 （略） 五の三 国家安全保障局長及び国家情報局長 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官 六 十七 （略） ④ ～ ⑦ （略）	（一般職及び特別職） 第二条 （略） ② （略） ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一 五の二 （略） 五の三 国家安全保障局長 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 六 十七 （略） ④ ～ ⑦ （略）

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第三条関係）

（現行規定は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一〇七 （略） 七の二 国家安全保障局長及び国家情報局長 八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官 九〇七十五 （略） 別表第一（第三条関係）		（目的及び適用範囲） 第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。 一〇七 （略） 七の二 国家安全保障局長 八 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 九〇七十五 （略） 別表第一（第三条関係）	
官 職 名	俸 給 月 額	官 職 名	俸 給 月 額
（略）	（略）	（略）	（略）
検査官（会計検査院長を除く。）		検査官（会計検査院長を除く。）	

人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長及び国家情報局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員	一、二二四、〇〇〇円
人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員	一、二二四、〇〇〇円

(略)	式部官長
(略)	

(略)	式部官長
(略)	

○ 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十六条 内閣法の一部を次のように改正する。 第十九条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。	第十六条 内閣法の一部を次のように改正する。 第十九条の二第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第十五条の二 （略） 2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、国家情報局、内閣広報官及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。） 3 8 （略） 第十六条 （略） 2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに国家情報局及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。） 二・三 （略） 3 7 （略）	第十五条の二 （略） 2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、第十二条第二項第二号から第五号まで及び第十五号に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。） 3 8 （略） 第十六条 （略） 2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。） 二・三 （略） 3 7 （略）

第十六条の二 内閣官房に、国家情報局を置く。

2 国家情報局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち、
国家情報会議設置法（令和八年法律第 号）第二条に規定
する重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の
保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項
の特定秘密の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するも
のを除く。）

二 第十二条第二項第六号に掲げる事務

三 国家情報会議設置法第十二条の規定により国家情報局が処理
することとされた国家情報会議の事務

四 国家情報会議設置法第七条の規定により国家情報会議に提供
された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又
は情報を総合して整理する事務

3 国家情報局に、国家情報局長を置く。

4 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命
を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家情報局長につい
て準用する。

第十七条（略）

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣
危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項
第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全
保障局、国家情報局、内閣広報官、内閣サイバー官及び内閣人事

（新設）

第十七条（略）

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣
危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項
第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全
保障局、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事

局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3・4 (略)

(削る)

第十九条 (略)

2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関するもの(国家安全保障局、国家情報局及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

3 (略)

局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3・4 (略)

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣情報官について準用する。

第十九条の二 (略)

2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保に関するもの(国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)

二・三 (略)

3 (略)

国家情報会議設置法案

参照条文 目次

○内閣法 e-Gov 法令検索 (抄)	1
○内閣府設置法 e-Gov 法令検索 (抄)	5
○国家公務員法 e-Gov 法令検索 (抄)	6
○特別職の職員の給与に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	8
○重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律 (令和七年法律第四十三号) (抄) . . . 13	
○特定秘密の保護に関する法律 e-Gov 法令検索 (抄)	14
○サイバーセキュリティ基本法 e-Gov 法令検索 (抄)	15

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:322AC00000000005_20250701_507AC000000000043

昭和二十二年法律第五号

内閣法

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 閣議事項の整理その他内閣の庶務
- 二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務
- 五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九 国家公務員の退職手当制度に関する事務

十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づき命令を含む。）に基づき、内閣官房に属せられた事務

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて**第十二条第二項**第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。次項、**第十六条第二項第一号**及び**第十七条第三項**において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するもの及び内閣感染症危機管理統括庁の所掌に属するものを除く。）を統理する。

3 前項に定めるもののほか、内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

4 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

5 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに**第一百条第一項**及び**第二項**の規定は、内閣危機管理監の職務について準用する。

6 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

第十五条の二 内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁を置く。

2 内閣感染症危機管理統括庁は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）**第六条第一項**に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務

二 新型インフルエンザ等対策特別措置法**第十七条第二項**の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策本部に関する事務

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法**第七十条**の七の規定により内閣感染症危機管理統括庁が処理することとされた新型インフルエンザ等対策推進会議に関する事務

四 前三号に掲げるもののほか、**第十二条第二項第二号**から**第五号**まで及び**第十五号**に掲げる事務のうち感染症の発生及びまん延の防止に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官の所掌に属するものを除く。）

3 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監一人を置く。

4 内閣感染症危機管理監は、内閣官房長官を助け、命を受けて庁務を掌理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもつて充てる。

5 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理監補一人を置く。

- 6 内閣感染症危機管理監補は、内閣感染症危機管理監を助け、庁務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。
- 7 内閣感染症危機管理統括庁に、内閣感染症危機管理対策官一人を置く。
- 8 内閣感染症危機管理対策官は、内閣感染症危機管理監及び内閣感染症危機管理監補を助け、命を受けて、内閣感染症危機管理統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画するものとし、厚生労働省の庶務技監をもつて充てる。

第十六条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

- 2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策、防衛政策及び経済政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

- 二 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

- 三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

- 3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

- 4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

- 5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

- 6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長三人を置く。

- 7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者及び内閣サイバー官をもつて充てる。

第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

- 2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣感染症危機管理統括庁、国家安全保障局、内閣広報官、内閣情報官、内閣サイバー官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

- 3 前項に定めるもののほか、内閣官房副長官補（第十五条の二第六項の規定により内閣総理大臣が指名した者を除く。）は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力する。

- 4 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣官房副長官補について準用する。

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

- 2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密（特定秘密の保護に関する法律

（平成二十五年法律第百八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）の保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

- 3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣情報官について準用する。

第十九条の二 内閣官房に、内閣サイバー官一人を置く。

- 2 内閣サイバー官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、次に掲げる事務を掌理する。

- 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうちサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関するもの（国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

- 二 サイバーセキュリティ基本法第十七条第五項の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ協議会の庶務

- 三 サイバーセキュリティ基本法第三十五条の規定により内閣官房において処理することとされたサイバーセキュリティ戦略本部に関する事務

- 3 第十五条第四項から第六項までの規定は、内閣サイバー官について準用する。

第二十一条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。

- 2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐する。

- 3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

- 4 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

- 5 第十五条第四項及び第五項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第六項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:411AC00000000089_20260401_507AC000000000043

平成十一年法律第八十九号

内閣府設置法

第三章 組織

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

第十一条 第四条第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第三項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）並びに第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十五号）

Law RevisionID:322AC00000000120_20260401_507AC000000000095

昭和二十二年法律第二百十号

国家公務員法

第一章 総則

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官
- 六 内閣総理大臣補佐官

七 副大臣

七の二 大臣政務官

七の三 大臣補佐官

七の四 デジタル監

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

- 十二の二 日本学術会議会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四十条第一項第二十四号又は第二十五条に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）

- 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

令和8年4月1日 施行

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第九十号）

Law RevisionID:324AC00000000252_20260401_507AC00000000090

昭和二十四年法律第二百五十二号

特別職の職員の給与に関する法律

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 会計検査院長及びその他の検査官
- 四 人事院総裁及びその他の人事官
- 五 内閣法制局長官
- 六 内閣官房副長官
- 七 内閣危機管理監
- 七の二 国家安全保障局長
- 八 内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官
- 九 常勤の内閣総理大臣補佐官
- 十 副大臣
- 十一 大臣政務官
- 十一の二 常勤の大臣補佐官
- 十一の三 デジタル監
- 十二 国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員
- 十三 公正取引委員会の委員長及び委員
- 十四 国家公安委員会委員
- 十四の二 個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員
- 十四の三 カジノ管理委員会の委員長及び常勤の委員
- 十四の四 サイバー通信情報監理委員会の委員長及び常勤の委員
- 十五 公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
- 十六の二 運輸安全委員会の委員長及び常勤の委員
- 十六の三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 十七 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員

四十七 国家公務員倫理審査会の非常勤の会長及び非常勤の委員
 四十七の二 個人情報保護委員会の非常勤の委員
 四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員
 四十七の四 サイバー通信情報監理委員会の非常勤の委員
 四十八 公害等調整委員会の非常勤の委員
 四十九 公安審査委員会の委員長及び委員
 五十 中央労働委員会の非常勤の公益を代表する委員
 五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員
 五十一 総合科学技術・イノベーション会議の非常勤の議員
 五十二 食品安全委員会の非常勤の委員
 五十三 原子力委員会の非常勤の委員
 五十四 削除
 五十五 衆議院議員選挙区画定審議会委員
 五十六 国会等移転審議会委員
 五十七 公益認定等委員会の非常勤の委員
 五十七の二 再就職等監視委員会委員
 五十八 公認会計士・監査審査会の非常勤の委員
 五十八の二 行政不服審査会の非常勤の委員
 五十八の三 情報公開・個人情報保護審査会の非常勤の委員
 五十九 国地方係争処理委員会の非常勤の委員
 六十 電気通信紛争処理委員会の非常勤の委員
 六十一 電波監理審議会委員
 六十二 中央更生保護審査会の非常勤の委員
 六十三 削除
 六十四 労働保険審査会の非常勤の委員
 六十五 中央社会保険医療協議会の公益を代表する委員
 六十五の二 調達価格等算定委員会委員
 六十六 運輸審議会の非常勤の委員
 六十七 土地鑑定委員会の非常勤の委員
 六十八 削除
 六十九 公害健康被害補償不服審査会の非常勤の委員
 七十 中央選挙管理会の委員
 七十の二 政治資金適正化委員会の委員
 七十一 日本ユネスコ国内委員会の会長、副会長及び委員
 七十二 日本学術会議会員

十八 原子力委員会委員長
 十八の二 再就職等監視委員会委員長
 十九 証券取引等監視委員会委員長
 二十 公認会計士・監査審査会会長
 二十一 中央更生保護審査会委員長
 二十二 削除
 二十三 社会保険審査会委員長
 二十四 削除
 二十五 食品安全委員会の常勤の委員
 二十六 原子力委員会の常勤の委員
 二十七 削除
 二十八 公益認定等委員会の常勤の委員
 二十九 証券取引等監視委員会委員
 三十 公認会計士・監査審査会の常勤の委員
 三十一 地方財政審議会委員
 三十一の二 行政不服審査会の常勤の委員
 三十一の三 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員
 三十二 国地方係争処理委員会の常勤の委員
 三十三 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員
 三十四 中央更生保護審査会の常勤の委員
 三十五 削除
 三十六 労働保険審査会の常勤の委員
 三十七 社会保険審査会委員
 三十八 運輸審議会の常勤の委員
 三十九 土地鑑定委員会の常勤の委員
 四十 削除
 四十一 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
 四十二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長
 四十三 特命全権大使（以下「大使」という。）及び特命全権公使（以下「公使」という。）
 四十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官（以下「秘書官」という。）
 四十五 非常勤の内閣総理大臣補佐官
 四十五の二 非常勤の大臣補佐官
 四十六 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の委員

七十三 国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる宮内庁の職員のうち第四十二号に掲げる者以外の者

七十四 国会職員

七十五 国会議員の秘書

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇九五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	一、五二八、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 原子力規制委員会委員長 宮内庁長官	一、四六六、〇〇〇円
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 国家安全保障局長 大臣政務官 デジタル監 個人情報保護委員会委員長 カジノ管理委員会委員長 サイバー通信情報監理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員	一、二二四、〇〇〇円

公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 原子力規制委員会委員 式部官長	
個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 サイバー通信情報監理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーションシヨンの常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫	一、〇七八、〇〇〇円
食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 行政不服審査会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	九五二、〇〇〇円



特定秘密の保護に関する法律

第二章 特定秘密の指定等

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になっていないものうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第五条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 行政機関の長は、特定秘密である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなつたときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）

Law RevisionID:426AC1000000104_20250701_507AC00000000000043

平成二十六年法律第百四号

サイバーセキュリティ基本法

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式（以下この条において「電磁的方式」という。）により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。）が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。